



取組Ⅱ 地域のネットワークづくりの強化



i) 地域のネットワークづくりの推進

P104~

- (1) 「見守りネットワーク」づくりの推進
 - ➡ 市民主体の「見守りネットワーク」づくりの推進
 - ➡ 地域見守りネットワーク事業
- (2) 虚弱等になっても通い続けられる地域の居場所づくりの推進
 - ➡ 住民主体による要支援者等支援事業
- (3) 介護事業所等による地域支援の取組の推進
 - ➡ 小地域における生活支援体制整備事業

ii) ひとり暮らし高齢者等の支援の推進

P109~

- (1) ひとり暮らし等高齢者の見守りの充実
- (2) ひとり暮らし高齢者等を支えるための取組
 - ➡ 高齢者等緊急通報システム事業
 - ➡ 日常生活用具給付事業

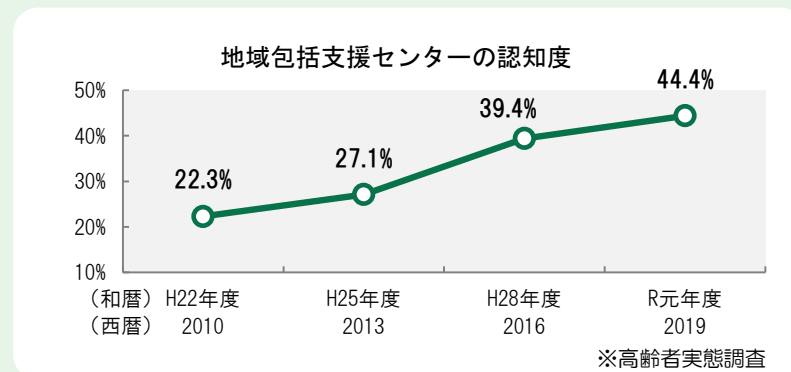
iii) 相談支援ネットワークの充実

P112~

- (1) 地域包括支援センターの機能の充実
 - ➡ 地域包括支援センターの取組におけるPDCAサイクルの強化
 - ➡ 地域ケア会議の見直し
 - ➡ ケアマネジメントの質の向上に向けた取組の推進
 - ➡ 地域包括支援センターの職員定着の支援・人材育成
- (2) 地域リハビリテーションの取組の推進
- (3) 包括的な相談支援

これまでの主な取組

- 区役所や地域包括支援センターが核となり、市民や民間事業者等の多様な主体と協働して、地域特性に応じた市民主体の見守りネットワークづくりを支援しました。
- 地域の実情に通じている民生委員児童委員の協力のもと、「ひとり暮らし等高齢者実態調査」を実施し、8,452名のひとり暮らし等高齢者を対象として調査を実施し、うち、176名の方を対象に見守りを実施する等、ひとり暮らし等高齢者の見守りの充実を図りました。
- 「地域見守りネットワーク事業」を推進し、訪問型 56 団体、店舗型 14 団体（訪問型の再掲を含みます。）の協力事業者と連携のもと、令和元（2019）年度は 37 件（入院等 12 件、一時不在 15 件、死亡発見 7 件、その他 3 件）の通報事例に対応しました。
- 高齢者等緊急通報システム事業では、「携帯型」「自宅設置型」の機器の導入を進め、ひとり暮らし高齢者等の見守りの充実を図りました（令和元（2019）年度末実績 1,609 人）。
- 地域包括支援センターの日頃の活動やリーフレット等の配布による普及・啓発を図った結果、一般高齢者の地域包括支援センターの認知度が約 5 ポイント上昇しました（平成 28（2016）年度 39.4% 令和元（2019）年度 44.4%）。



- 区役所業務の見直しにより、地域包括支援センター業務の担当部署を一元化し、区役所と地域包括支援センターの連携強化を図りました。
- 地域のケアマネジャーの活動を支援し、ケアマネジメントの質の底上げを図るため、令和元（2019）年度に地域ケア会議を再編し、ケアマネジメントに係る課題を専門に取り扱う「相談支援・ケアマネジメント会議」を新設しました。
- 高齢化の進展に伴う支援ニーズの増加等に対応するため、地域包括支援センターの人員体制強化に取り組みました。



第8期計画での主な課題と施策の方向性

課 題

- ✓ 高齢化や核家族化の進展により、家族の支援を受けにくいひとり暮らし高齢者等が増加しているため、見守りや生活支援ニーズの増加が見込まれます。
- ✓ 虚弱・孤立状態となっている高齢者や、支援に結びつかない人や世帯等を早期に発見するための地域の見守りが必要です。
- ✓ 虚弱等になっても通い続けられる地域の居場所づくりが必要です。
- ✓ 地域のネットワークを担う多様な主体の参画が必要です。
- ✓ 地域での暮らしを支えていくためには、本人と地域との関係性を途切れさせない支援や、重度化防止のための支援が必要です。
- ✓ 地域のネットワークと専門職等との円滑な連携が必要です。
- ✓ 地域包括支援センターの取組強化が必要です。

施策の方向性

i) 地域のネットワークづくりの推進

- ・市民や民間事業者等の多様な主体との協働により、地域特性に応じた見守りネットワークづくりを推進します。
- ・虚弱等になっても通い続けられる居場所づくりを推進します。
- ・介護事業所等による地域支援の取組を推進します。

ii) ひとり暮らし高齢者等の支援の推進

- ・民生委員児童委員等と連携しながら、地域ぐるみの見守り活動を行います。
- ・ニーズや社会状況に応じながら制度の持続可能性を踏まえて支援サービスの最適化を図ると共に、適時適切な利用につながるよう広報に努めます。

iii) 相談支援ネットワークの充実

- ・相談支援ネットワークの中核を担う地域包括支援センターの機能の充実を図ります。
- ・ケアマネジメントの質の向上に向けた取組を推進します。
- ・地域リハビリテーションの取組を推進します。

主な成果指標

指標名	現状	目標	指標の出典等
地域ケア会議の開催数	296 回 (令和元(2019)年度)	400 回以上 (令和4(2022)年度)	事業報告
地域包括支援センターの認知度の割合	44.4% (令和元(2019)年度)	50.0%以上 (令和4(2022)年度)	高齢者実態調査

i) 地域のネットワークづくりの推進

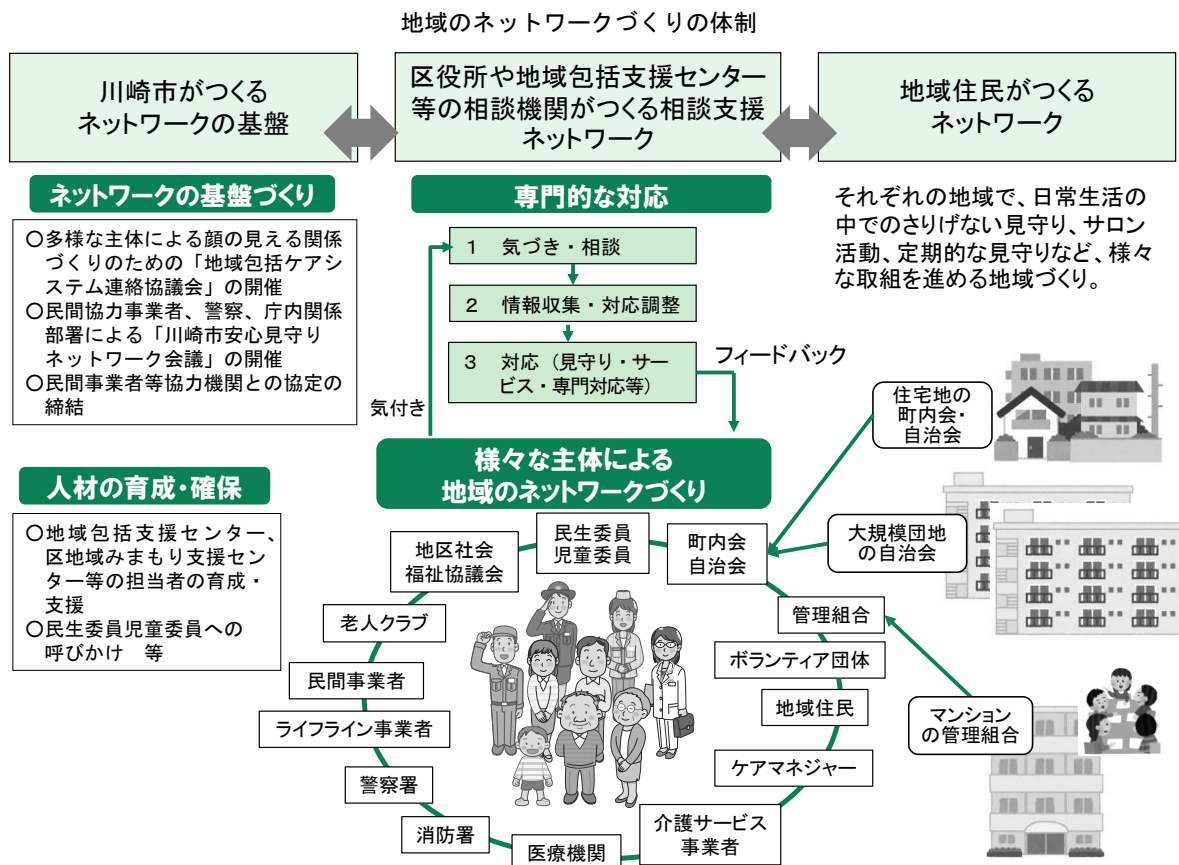
高齢化や核家族化の進展により、ひとり暮らし高齢者や、日中独居高齢者、老老介護世帯等が増加しているため、専門的な支援だけでなく、見守りや軽度の生活支援ニーズの増加が見込まれています。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域の中で虚弱・孤立状態となっている高齢者や、支援に結びつかない個人や世帯等への早めの気づきと、地域につなぎとめるための適切な関わりが必要になることから、今後、地域のネットワークの重要性は増していきます。

地域のネットワークづくりの推進に向けては、それぞれの地域の特性に応じて、日常生活の中でのさりげない見守りなどの様々な取組が行われている「地域住民がつくるネットワーク」を支援するとともに、区役所や地域包括支援センター等の相談機関による、円滑な相談対応のための「相談支援ネットワーク」の構築を進め、地域住民がつくるネットワークと連携しながら、個別支援の充実と地域力の向上に取り組めます。

さらに、「ネットワークの基盤づくり」として、多様な主体による顔の見える関係づくりのための「川崎市地域包括ケアシステム連絡協議会」等の取組を進めます。

【第8期計画における地域のネットワークづくりの体制】



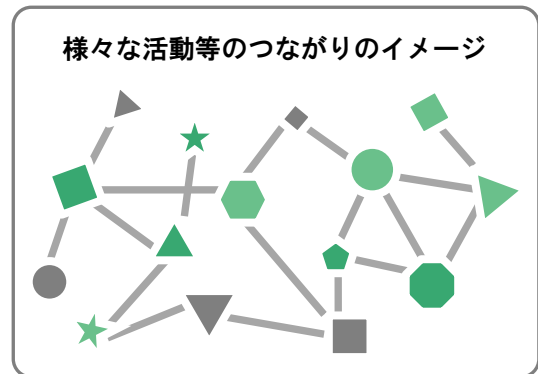


（１）「見守りネットワーク」づくりの推進

② 市民主体の「見守りネットワーク」づくりの推進

同居の家族がいても、日中は独居になってしまう高齢者など、見守りの目から漏れてしまいがちな方も含め、支援を必要とする住民が必要な情報を把握したり、支援につながるような地域住民がつくるネットワークづくりや、関係機関との連携体制の強化が必要です。

その中で、見守りの目となる「地域住民がつくるネットワーク」は、自治会・町内会、社会福祉協議会、民生委員児童委員などの組織的な活動や、任意団体や趣味のサークル等が独自に実施している活動、さらには近隣住民同士の緩やかなつながり等、様々な形態の活動等が、それぞれ重なり合いながら、自由かつ有機的につながることで成り立っています。



地域の中で、このような活動やつながりが豊かになっていくことで、市民主体の「見守りネットワーク」づくりの推進につながります。

このような地域づくりを進めるため、区役所地域みまもり支援センターを中核として、様々な地域資源と連携し、住民の自主性を尊重しながら、住民同士のつながりづくり、地域活動の立ち上げ支援、地域活動との関係づくり、地域のつながり・社会参加の重要性等についての啓発に取り組み、介護予防等の取組と併せて、地域特性に応じた市民主体の「見守りネットワーク」づくりを支援します。

また、地域包括支援センターは、「見守りネットワーク」の状況を把握するとともに、相談機関としての強みを活かして地域の関係者と協力しながら、支援を必要とする方の早期発見・早期支援のための仕組みづくりや、虚弱になっても通い続けられる地域の居場所づくりの支援、認知症の人等の見守り体制づくり等に取り組みます。

（活動の例）稗原ゆ〜ず連絡会

宮前区で活動している「稗原ゆ〜ず連絡会」は、7つの自治会と、小学校・高齢者施設・地域包括支援センター・障がい者支援施設・障がい者通所施設・老人いこいの家・認知症専門病院の計14団体により構成される活動団体です。

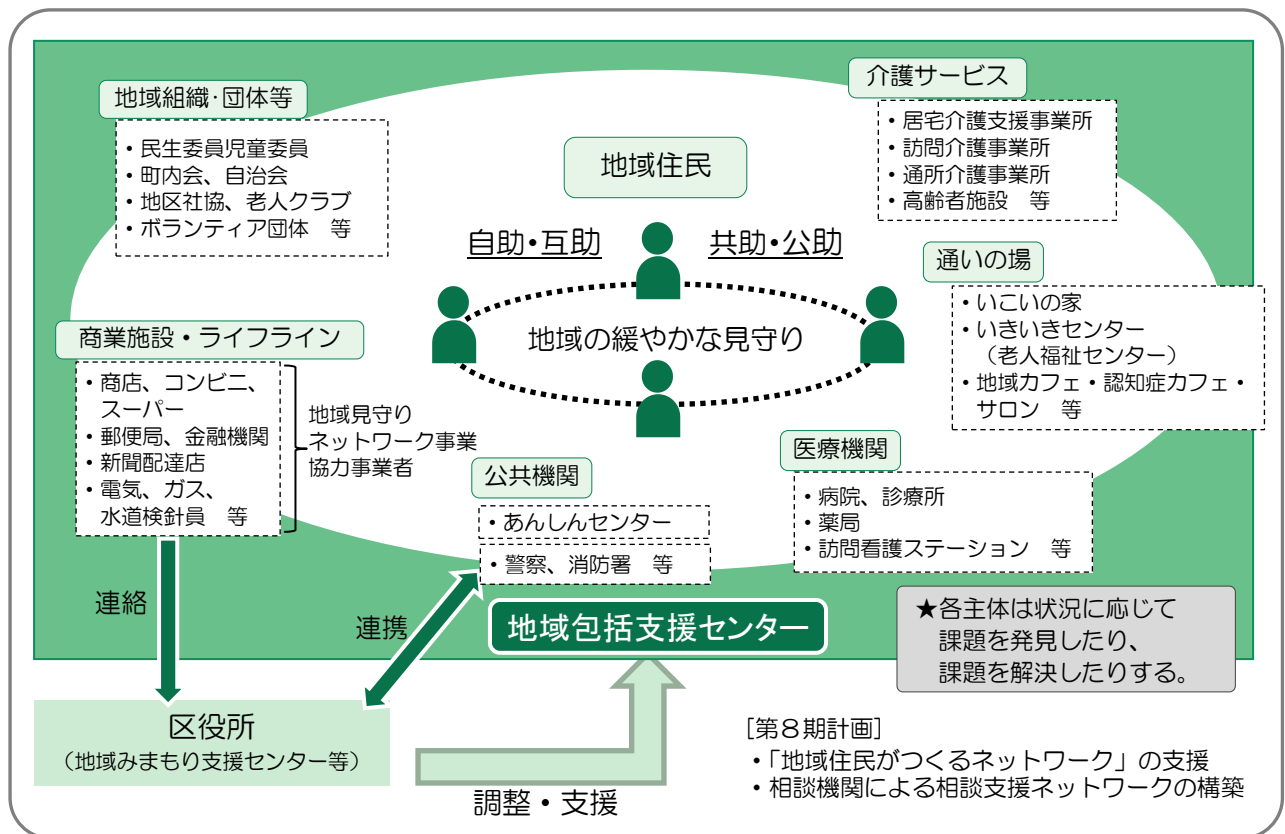
連絡会は2か月に1回開催され、各団体が顔を合わせ地域で起こったことを共有し、小学校の体育館でのイベントや、健康づくりのための勉強会を連絡会の団体・施設のスペースを借りて開催しています。

住民と児童・高齢・障害分野の専門機関が一体となって、「不安のない生活を創る」ことをコンセプトに、地域づくりの輪を広げています。

稗原ゆ〜ず連絡会が目指すもの



【地域における「見守りネットワーク」のイメージ図】

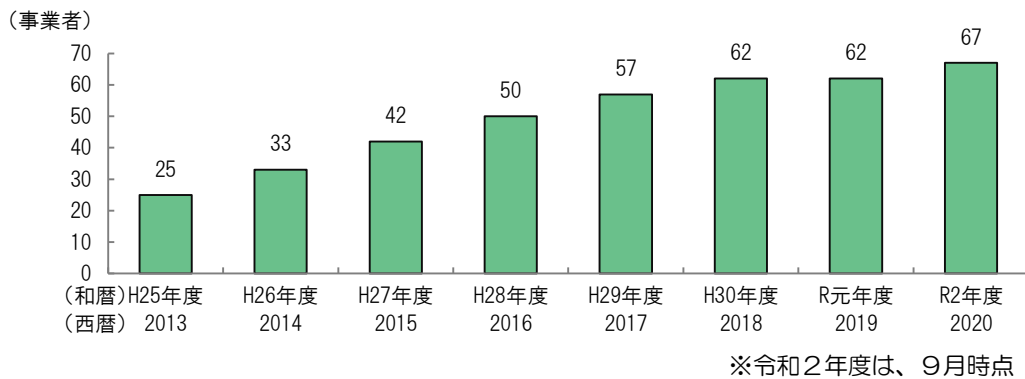




② 地域見守りネットワーク事業

様々な生活上の課題に対して、「発見の目」となる支え合いの仕組みづくりとして、コンビニエンスストアや新聞配達店等、地域の民間事業者の協力により、高齢者等の異変に気付いた場合に区役所に連絡し、区役所や地域包括支援センターの支援につなげる「地域見守りネットワーク事業」を引き続き推進します。今後も事例報告や支援に向けた情報交換を目的とした「あんしん見守りネットワーク会議」の開催などを通じて、連携体制を推進強化するとともに、協力事業者の更なる拡充に取り組めます。

【地域見守りネットワークの協力事業者数の推移】



(2) 虚弱等になっても通い続けられる地域の居場所づくりの推進

② 住民主体による要支援者等支援事業

虚弱・要支援・要介護状態になっても通い続けられる地域の通いの場や居場所づくりを進めている住民団体・NPO法人等を支援することにより、地域の高齢者の閉じこもりを予防するとともに、地域住民による見守り・発見のネットワークづくりを進める「住民主体による要支援者等支援事業」を推進します。

【実績・計画】

	第7期			第8期		
	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
参加者 (延数)	2,672人	3,328人	2,100人	事業推進		

平成30、令和元年度は実績値、令和2年度は推計値です。

【住民主体による要支援者等支援事業の活動例】

2014年4月オープン 「すずの家」



毎週 水曜土曜開催
利用時間 9:30~15:00

すずの家
昼食・風呂・送迎あり
昼食代 500円

令和元年度4月~2月
81回開催
参加者数
要支援 241名
要介護 514名
特定 47名
送迎1074回 片道ベース
ボランティア 765名



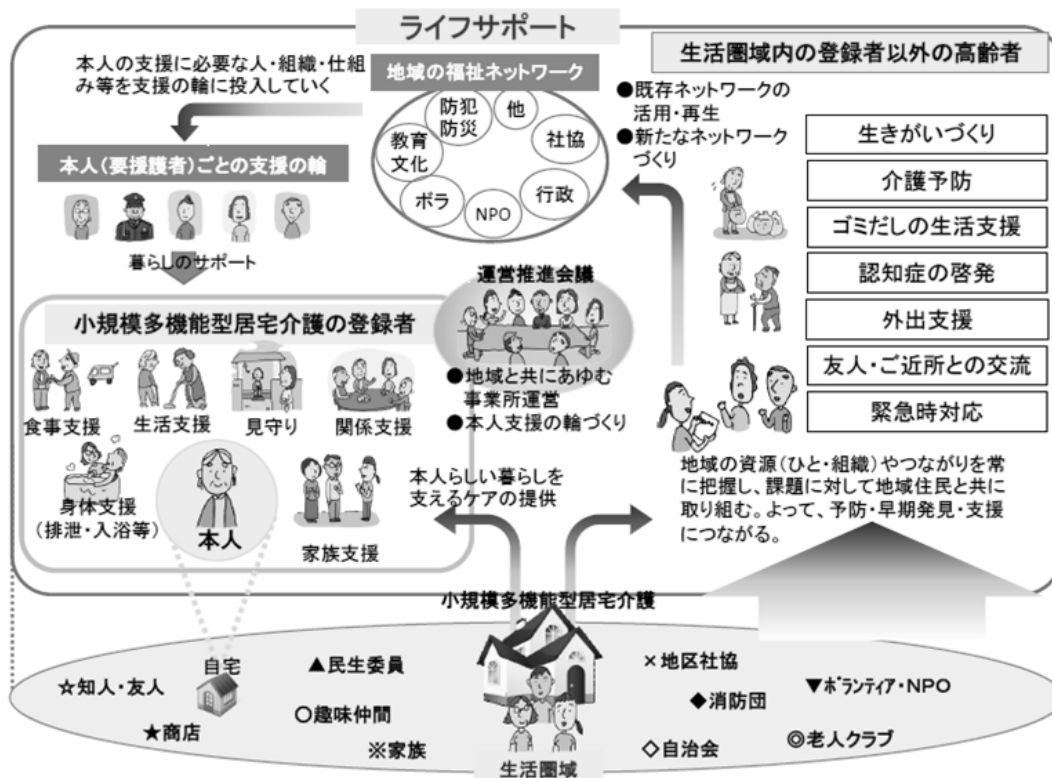
最後まで
地域とつながる

（３）介護事業所等による地域支援の取組の推進

② 小地域における生活支援体制整備事業

今後ますます多様化する住民の生活支援ニーズ等に対応するために、地域密着型サービス事業所等に生活支援コーディネーターを配置し、地域包括ケア圏域より更に小さい地域単位において、「個別支援」と「地域支援」を有機的につなぎ合わせ、人と場、さらには人の生活と地域をつなぐ取組を進めます。

【在宅生活を支える拠点としての小規模多機能型居宅介護】



※第 109 回社会保障審議会介護給付費分科会資料（全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会）より抜粋

〔実績・計画〕

	第 7 期		第 8 期		
	R 元年度 (2019)	R 2 年度 (2020)	R 3 年度 (2021)	R 4 年度 (2022)	R 5 年度 (2023)
委託事業所数	3	10	事業推進		

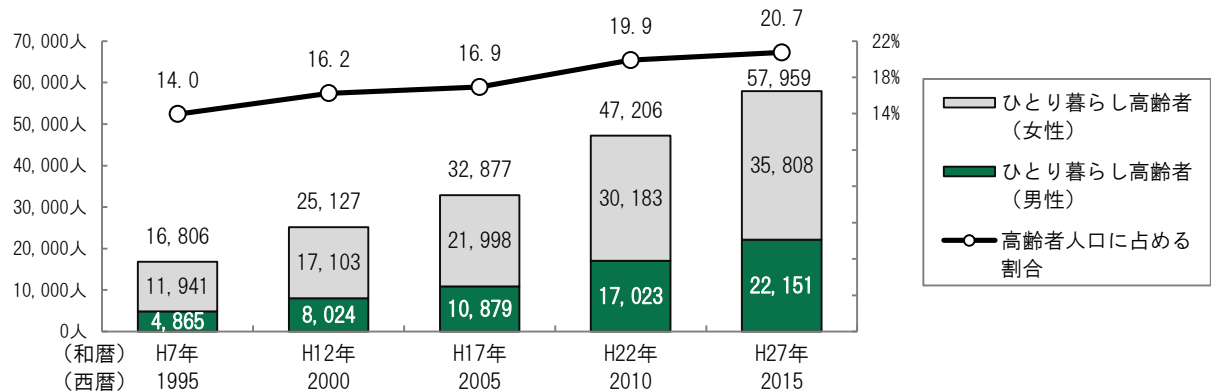


ii) ひとり暮らし高齢者等の支援の推進

本市では、ひとり暮らし高齢者の増加が顕著であり、安心して在宅生活を継続できるよう、地域ぐるみの見守りを進めるとともに、ICT技術を活用した見守りを推進するなど、ニーズや社会状況等に応じた多様な見守りを推進する必要があります。

【本市のひとり暮らし高齢者数の推移（再掲）】

▶平成27（2015）年時点では、市の高齢者の約5人に1人がひとり暮らしとなっています（全国値は17.7%、約6人に1人）。



※国勢調査

【現在の不安や困りごと】

問 あなたは現在、どのような不安や困りごとがありますか（複数回答）。

▶ひとり暮らし高齢者の最も多い不安や困りごとは「発作など緊急時に救急車を呼ぶこと」となっています。

単位：％

項 目		回答者数（人）	身体が衰えて日常生活に不都合があること	困りごとを相談する場所がよくわからないこと	発作など緊急時に救急車を呼ぶこと	毎日の食事のため、買い物や調理をすること	気軽な話し相手がないこと	友人や地域の人との交流が減って孤独に感じる事	金銭管理や財産保全に関する事	ひとりで外出すること	『不安や困り』がある』
全 体		15,903	10.0	8.6	6.8	6.4	5.7	5.6	5.2	3.8	33.6
家族構成	ひとり暮らし高齢者	2,791	10.9	11.5	18.3	10.1	9.0	4.8	7.6	3.6	45.1
	夫婦世帯	6,814	8.8	7.9	4.2	5.0	4.8	5.7	4.6	3.2	29.6
	子や孫など同居	4,698	10.6	7.7	4.3	5.7	5.3	5.9	4.6	4.8	32.1
	その他の世帯	1,188	11.0	8.7	4.4	8.3	4.4	5.4	4.9	3.5	34.3

※『不安や困りごとがある』＝100%－「特にない」－「無回答」 令和元年度高齢者実態調査（一般高齢者）

(1) ひとり暮らし等高齢者の見守りの充実

地域の身近な相談相手であり、見守り役でもある民生委員児童委員の協力のもと、担当地区のひとり暮らし高齢者世帯及び高齢者のみ世帯の世帯状況や生活状況の実態を把握し（ひとり暮らし等高齢者実態調査）、ひとり暮らし等高齢者の話し合いの機会を増やすなど安否確認につなげ、安心して生活が営めるよう、地域包括支援センター等と連携しながら、地域ぐるみで「見守りネットワーク」づくりを推進します。

(2) ひとり暮らし高齢者等を支えるための取組

地域による見守りに加え、ICT技術を活用した見守りなど、ニーズや社会状況に応じながら制度の持続可能性を踏まえて支援サービスの最適化を図るとともに、適時適切な利用につながるよう一層の広報に努めます。

② 高齢者等緊急通報システム事業【携帯型】【自宅設置型】

対象者	次のA～Cのいずれかに該当する方 A：在宅高齢者で次の①～③の要件をすべて満たす方 ① 65 歳以上 ② 心臓疾患、高血圧等の慢性疾患のため日常生活に注意を要する方 ③ ひとり暮らしまたはそれに準ずる世帯の方 B：75 歳以上のひとり暮らしの方 C：認知症による徘徊のため生命に危険の可能性があり、次の①・②のいずれかに該当する方〔 <u>携帯型のみ</u> 〕 ① 65 歳以上の方 ② 若年性認知症で要介護 1 以上の方						
サービス内容	① 24 時間 365 日体制での緊急時対応 ② 健康相談 ③ 位置検索〔 <u>携帯型のみ</u> 〕						
利用者負担	所得に応じて異なります。 携帯型：月額0円～2,032 円 自宅設置型：月額0円～4,500 円						
実績・計画		H30 年度 (2018)	R 元年度 (2019)	R 2 年度 (2020)	R 3 年度 (2021)	R 4 年度 (2022)	R 5 年度 (2023)
	携帯型	535 台	729 台	923 台	事業継続 →		
	自宅設置型	1,034 台	880 台	722 台			
	合 計	1,569 台	1,609 台	1,645 台			
平成 30 年度、令和元年度は実績値、令和 2 年度以降は見込みです。							



➡ 日常生活用具給付事業

対象者	自動消火器：65 歳以上の寝たきりの高齢者やひとり暮らしの高齢者で、世帯全員が市民税非課税世帯の方 電磁調理器：心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要な高齢者世帯等で、世帯全員が市民税非課税世帯の方						
サービス内容	自動消火器の給付（基準限度額 36,800 円） 電磁調理器の給付（基準限度額 33,000 円）						
利用者負担	所得に応じて0%～10%の利用者負担があります。						
実績・計画		H30 年度 (2018)	R 元年度 (2019)	R 2 年度 (2020)	R 3 年度 (2021)	R 4 年度 (2022)	R 5 年度 (2023)
	自動消火器	1 件	0 件	2 件	事業継続 →		
	電磁調理器	15 件	10 件	16 件			
	平成 30 年度、令和元年度は実績値、令和2年度以降は見込みです。						

iii) 相談支援ネットワークの充実

それぞれの地域の特性に応じて、日常生活の中でのさりげない見守りなどの様々な取組が行われている「地域住民がつくるネットワーク」の支援と併せて、地域包括支援センター等の相談機関による、円滑な相談対応のための「相談支援ネットワーク」の充実が求められます。

相談支援ネットワークの充実に向けては、相談機関による「個別支援の充実」とともに、地域住民がつくるネットワークと連携した「地域力の向上」を不可分一体で進めることが必要になることから、その取組の中核を担う地域包括支援センターの機能の充実を図ります。

また、複雑化・複合化する地域の福祉ニーズに対応するため、分野を超えて総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制を整備します。

さらに、生活機能が低下した場合等であっても、重度化を予防しつつ、社会参加や、地域において自立した日常生活を営むことを支援するため、地域でのリハビリテーションの取組を推進します。

(1) 地域包括支援センターの機能の充実

地域包括支援センターは、高齢者の介護・福祉・健康・医療などに関する困りごとの身近な相談窓口として、川崎市が市内49か所に設置し、社会福祉法人等に運営を委託している相談機関です。

社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師等の3職種を中心に、チームで支援にあたります。

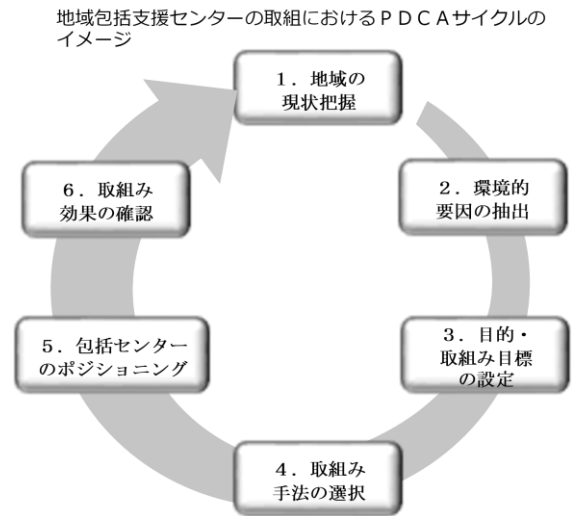
総合相談・支援業務	・住民の各種相談を幅広く受け付け、制度横断的な支援を実施 ・相談支援ネットワークの構築
権利擁護業務	・成年後見制度の活用促進 ・高齢者虐待への対応
包括的・継続的 ケアマネジメント支援 業務	・地域のケアマネジメントの環境整備 ・個々のケアマネジャーの支援
介護予防ケアマネジメント	・要支援1・2と認定された方、介護予防・日常生活支援総合事業の対象となる方の介護予防ケアプランの作成



➡ 地域包括支援センターの取組におけるPDCAサイクルの強化

地域包括支援センターの取組において、総合相談機能の充実と、地域の関係者・団体等と地域包括支援センターのネットワーク構築による地域力の向上を一体的に進めるため、地域包括支援センターの事業計画におけるPDCAサイクルの強化を図ります。

併せて、全市レベルでの取組を強化するために、相談支援・ケアマネジメント等に関する実務的な検討を進める場として、有識者・実務者等から構成される「（仮称）相談支援・ケアマネジメントワーキンググループ」を設置します。



※「地域包括支援センターによる効果的なケアマネジメント支援のあり方に関する調査研究事業報告書」（平成 29 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業）より一部改変

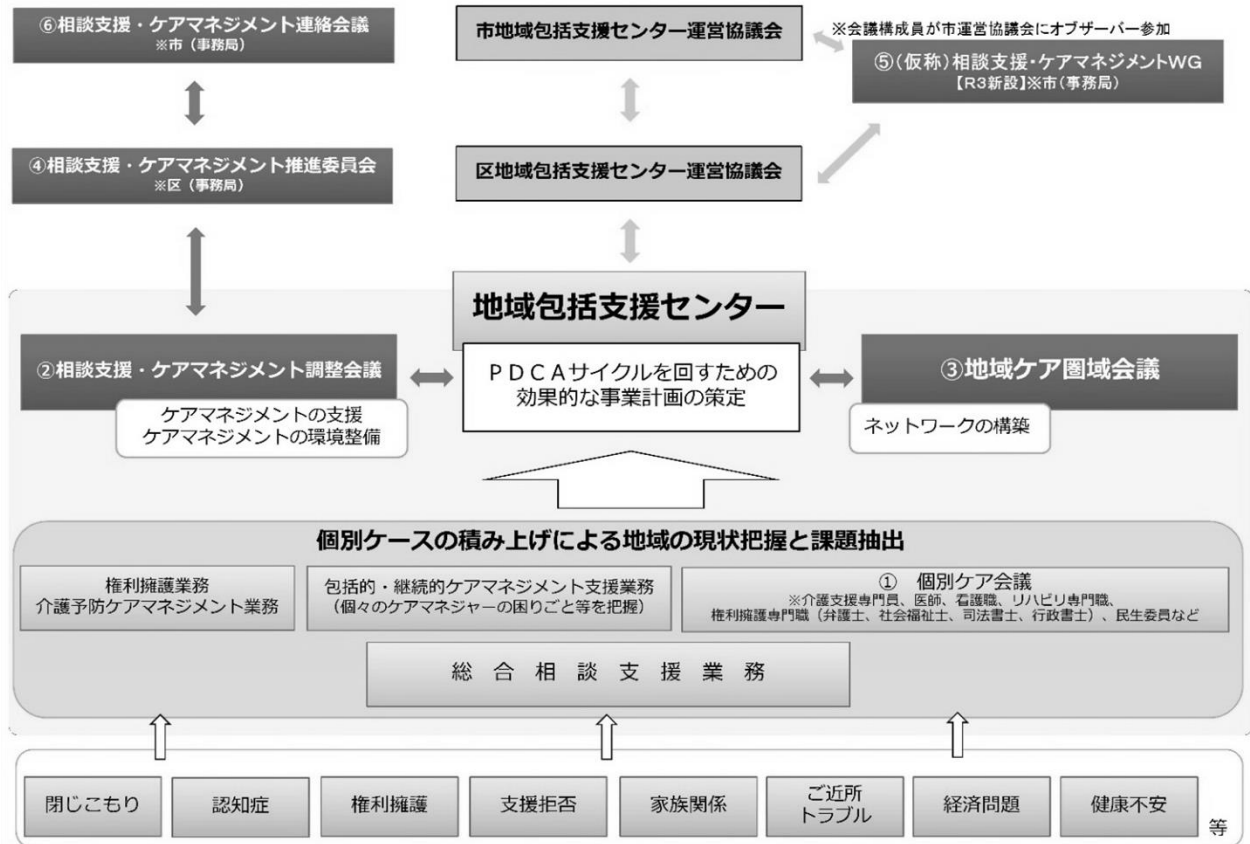
➡ 地域ケア会議の見直し

地域ケア会議は、地域包括支援センターによる総合相談支援の充実や、支援を必要とする方と地域資源を結びつけるためのネットワークづくりの手法の一つとして、地域包括支援センターや市町村が開催します。

本市の地域ケア会議は、個別事例を検討する「個別ケア会議」、地域包括支援ネットワークの構築等を図る「地域ケア圏域会議」、ケアマネジメント支援を目的とする「相談支援・ケアマネジメント会議」から構成されており、さらに、地域包括支援センターの運営支援を目的とした「地域包括支援センター運営協議会」と連携しながら取組を進めています。

地域における見守りや、多職種の連携による支援を促進するための課題を整理するため、「個別ケア会議」の運用を見直し、より柔軟な開催を可能とするとともに、個別ケースの積み上げによる地域の現状把握と、相談支援体制の課題抽出・対応につなげます。

川崎市における地域ケア会議の体系



【川崎市の地域ケア会議の種類】

会議名	事務局	主な参加者	頻度	目的	特徴
①個別ケア会議	地域包括支援センター 区（高齢・障害課）	介護支援専門員、医師、看護職、リハビリ専門職、権利擁護専門職（弁護士、社会福祉士、司法書士、行政書士）、民生委員 など	随時	地域の介護支援専門員の自立支援の資するケアマネジメントの支援 多職種による検討を通じた被保険者の課題解決や自立支援の促進	主に被保険者の課題解決やケアマネジャー支援を目的にその都度効果的なメンバーで検討。
②相談支援・ケアマネジメント調整会議	地域包括支援センター	介護支援専門員、区高齢・障害課（オブザーバー）	年3～4回程度	地域の介護支援専門員からの課題抽出とフィードバック	地域のケアマネジャー支援とケアマネジメントにおける環境整備を目的とし、テーマの設定によっては、複数包括での合同開催も可能としている。
③地域ケア圏域会議	地域包括支援センター	民生委員、町会・自治会、介護支援専門員、ボランティア、社協、介護事業所など	年3～4回程度	地域包括支援ネットワークの構築 地域における課題発見と共有	地域課題に応じた幅広い関係者とのネットワーク構築を目的とし、既存のワークショップなどへの転換も可能としている。
④相談支援・ケアマネジメント推進委員会	区（高齢・障害課）	地域包括支援センター、介護支援専門員、地域リハビリテーションセンター	年3～4回程度	区内の相談支援・ケアマネジメントにおける課題検討 地域における課題への解決方法の確立と普遍化	②の会議を通じて整理したエリアでの課題をもとに、区の課題を検討する。全市的な取組と各区の課題に応じたテーマから優先順位の高いものを検討する。
⑤相談支援・ケアマネジメントワーキンググループ（R3新設）	市 （地域包括ケア推進室）	学識者、実践者、介護支援専門員、地域リハビリテーションセンターなど	年2～3回程度	地域包括支援センターの事業計画に基づく取組状況の確認と効果的な研修企画や機能強化に向けた取組の検討	市・区の運営協議会と連動しながら、地域包括支援センターとして強化すべきテーマ等について実務的な検討を行う。
⑥相談支援・ケアマネジメント連絡会議		区高齢・障害課、地域包括支援センター、介護支援専門員、地域リハビリテーションセンター	毎月1回	全市的な相談支援・ケアマネジメントにおける課題検討 医療・介護連携強化に向けた取組	②、④の会議を通じて見えてきた全市的な課題の検討と、医療介護制度の動向を踏まえた必要な情報共有等を行う。



【地域ケア会議の機能】

地域ケア会議は、主に次の5つの機能を有し、これらの機能は相互に関係し合い、循環しています。

①個別課題解決機能

個別課題解決機能には、個別ケースについて多機関・多職種が多角的視点から検討を行うことで、被保険者（住民）の課題解決を支援する意味と、そうしたプロセスを通じて、地域包括支援センター職員や介護支援専門員等の課題解決力の向上を図ることで、被保険者への支援の質を高めるという二つの意味があります。個別事例に基づく検討を通して、個別課題の解決のみならず、次の②～⑤につながっていきます。

②地域包括支援ネットワーク構築機能

地域の関係機関等の相互の連携を高める機能です。

③地域課題発見機能

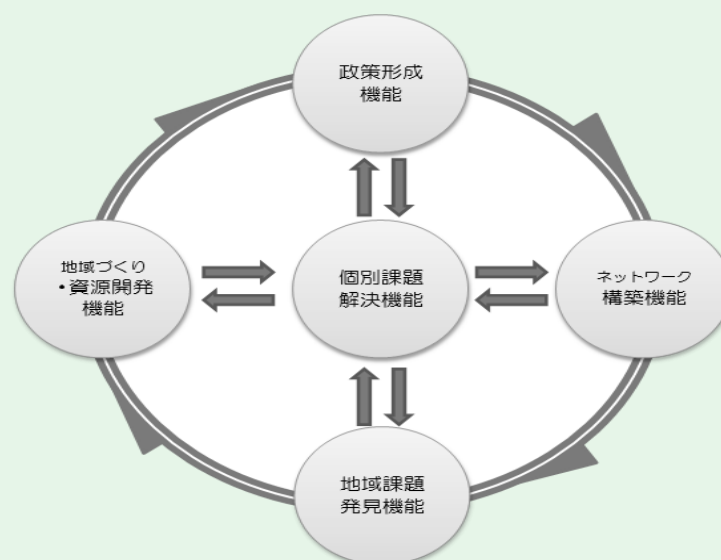
個別ケースの背後に、同様のニーズを抱えた要援護者やその予備軍を見出し、かつ関連する事実や課題、地域の現状等を総合的に判断して、解決すべき地域課題を明らかにする機能です。

④地域づくり・資源開発機能

インフォーマルサービスや地域の見守りネットワークなど、必要な地域資源を地域の多様な主体と連携しながら発見、開発していく機能です。

⑤政策形成機能

狭義には、市町村による地域に必要な施策や事業の立案・実施につなげる機能であり、広義には、都道府県や国への政策の提言までを含む機能です。

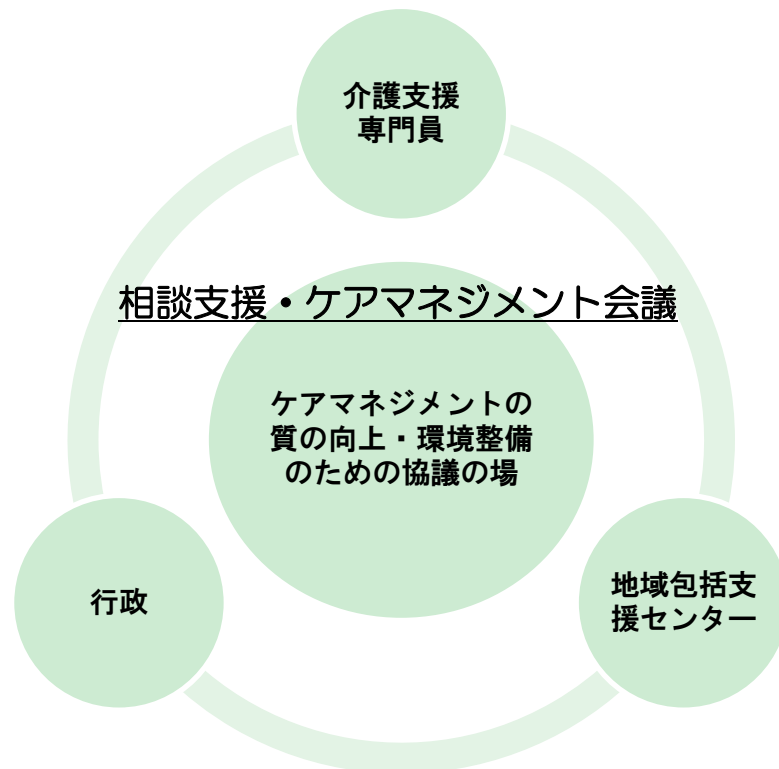


出典：地域ケア会議運営マニュアルを一部編集

② ケアマネジメントの質の向上に向けた取組の推進

ケアマネジャーの活動を支援しながら、「ケアマネジメントの質の向上」「相談支援・ケアマネジメントの環境整備」を進めるため、令和元（2019）年度に地域ケア会議を再編し、ケアマネジメントに係る課題を専門に取り扱う「相談支援・ケアマネジメント会議」を設置しました。

引き続き、各区単位でケアマネジメント支援のための検討を行う「相談支援・ケアマネジメント推進委員会」を中心に、地域包括支援センター、川崎市介護支援専門員連絡会等の関係者との連携による取組を進めます。



③ 地域包括支援センターの職員定着の支援・人材育成

令和2（2020）年6月時点の地域包括支援センターの3職種（保健師・看護師、社会福祉士、主に介護支援専門員）の欠員は14名（14センター）であり、平成30（2018）年度における包括職員の離職率は25.8%（介護職員の全国平均16.7%）となっています。また、3職種職員の在籍年数は5年未満の職員が全体の6割を超える状況となっています。

短期間で職員が交代することで、地域との関係づくり等に支障が出るのが懸念されるため、職員の定着率向上に向けた取組を進めます。

併せて、職員のキャリアステージに応じた研修体系の見直しや、地域包括支援センター職員に対するスーパーバイズの実施等、質の高い人材を育成するための取組を進めます。

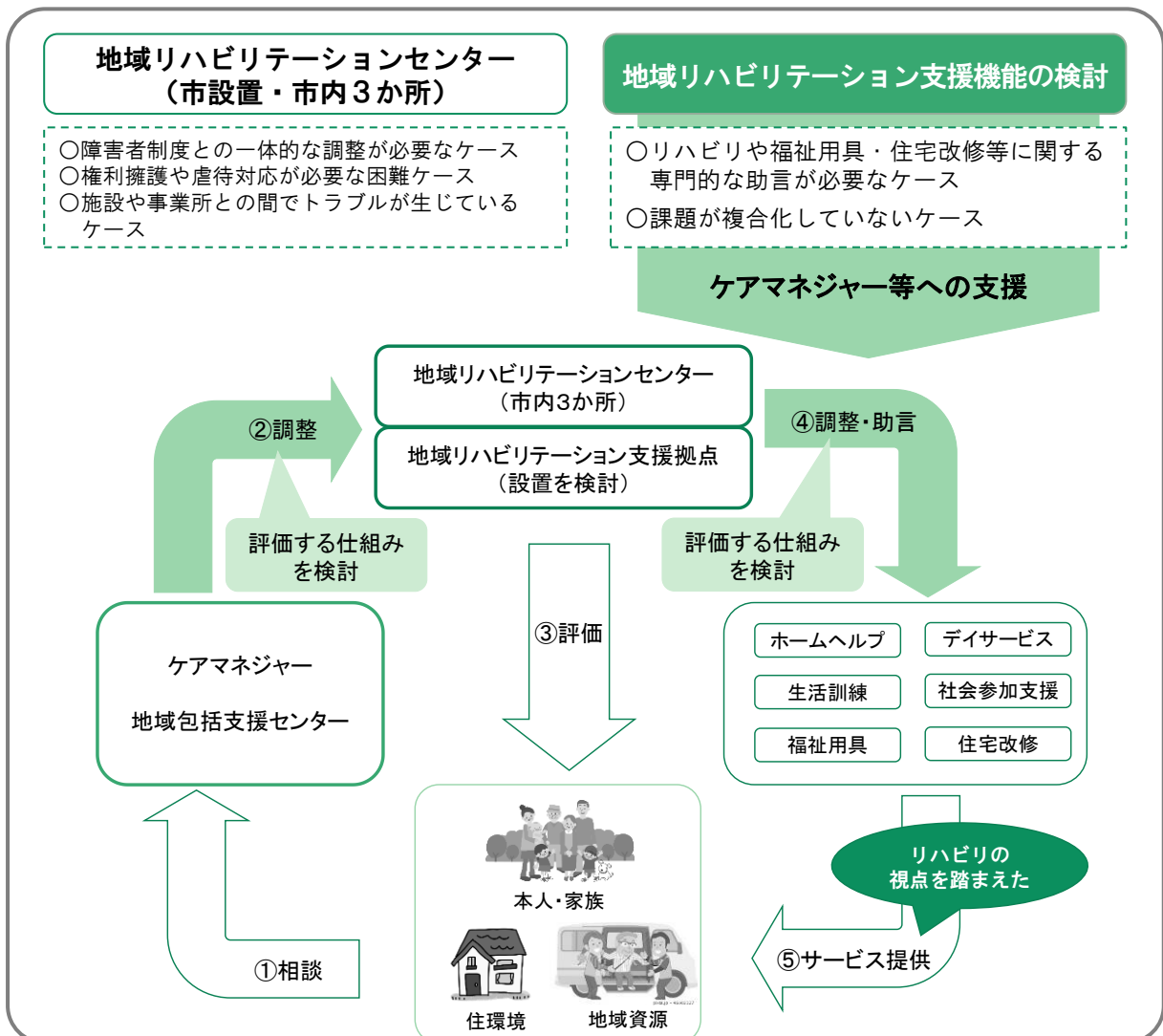


（２）地域リハビリテーションの取組の推進

全世代・全対象型の地域リハビリテーションの中で、高齢者分野においては、主に生活機能が低下した高齢者に対して、リハビリテーションの視点を踏まえて、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけ、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促し、被保険者が要介護状態等となることを予防（介護予防・重度化防止）しながら、社会に参加しつつ地域において自立した日常生活を営むことを支援する地域リハビリテーションの取組を推進します。

また、生活全体に渡ってリハビリテーションを展開するためには、ケアマネジャー・地域包括支援センターによる相談支援・ケアマネジメントとの連携や、サービスを提供する事業者等による協力が不可欠であることから、これらの主体と連携した取組を進めるための仕組みづくりを検討します。

【高齢者施策における地域リハビリテーションの仕組み】



（３）包括的な相談支援

近年、福祉ニーズの複雑化・複合化に対応するため、分野を超えて総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制を整備することが求められています。

本市では、平成 30（2018）年度に包括的相談支援に関する実態調査を実施したところ、全体の7割が高齢者・障害者等の分野ごとの相談で課題が複合化しており、包括的な相談支援が必要なケースでも、2割は現行体制で調整可能なものであることが明らかになりました。このため本市では、当面の間は現行の分野別支援体制を維持するとともに、全世代・全対象に対応する地域リハビリテーションセンターが相談支援機関をバックアップすることにより、様々なニーズのある相談にも包括的に対応できるようにしていきます。

また、課題が複合化して調整が難しいケースは、専門分野ごとの特性に配慮した全体的な調整が必要であることから、総合リハビリテーション推進センターにおいて、組織ごとの役割分担や連携方法等を整理した連携モデルを作成するとともに、分野横断的な人材育成も推進します。

【本市における包括的相談支援の取組】

